

調布市教育プラン(案)及び同概要版(案)に対するパブリック・コメントの実施結果(案)

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成30年11月28日(水)～平成30年12月27日(木)
- (2) 周知方法 平成30年12月5日号市報, 平成30年12月20日号市報及び市ホームページ, ツイッター
- (3) 資料の閲覧場所 市役所4階公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 郷土博物館, 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで調布市教育委員会教育部教育総務課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 65件(13人)

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見	9件 (No. 1～9)
第1章「調布市教育プランの概要」に対する意見	0件
第2章「施策の展開」に対する意見	42件 (No. 10～51)
第3章「教育プランの推進にあたって」に対する意見	3件 (No. 52～54)
資料編に対する意見	8件 (No. 55～62)
その他の意見	3件 (No. 63～65)

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	情報分析では学校をとりまく環境の複雑化・多様化（p14）健康をとりまく問題の深刻化（P10）市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題の複雑化、生活様式や価値観の変化の多様化等々、それに対応する学校教育、生涯学習社会への取り組みが喫緊の課題に対応して、プランの困難さを新指導要領に基づいて、情勢、課題、取り組み事業がわかりやすい内容になっていると思います。	頂いた御意見を踏まえ、本プランに基づく取組を推進して参ります。
全般	2	教育課題はP14にもあるように複雑多様になって来ていますが、全体への目配りと同時に今後の四年間の中で調布市としては特にどの分野に一番力を入れて取り組むのが重点目標を設定していただけたらいいと感じました。そしてその実現のためには教育予算への配分を増やすような働きかけも大事ではないでしょうか。近年教育予算が調布市では減っていることにもショックを受けています。 教育委員会等の傍聴を通して、調布市の教育行政が良心的に、しかも市民に開かれたものとして行われていることに信頼を寄せている市民の一人として是非ご検討をお願い致します。	33ページの2(1)市の教育費の推移（平成27～30年度 歳出予算）のとおり、教育費の予算については、近年、学校施設の工事等により、年度による増減がある状況です。頂いた御意見を踏まえ、新たな学習指導要領への対応、特別支援教育、不登校児童・生徒への支援等の取組に加え、学校施設の整備や社会教育・生涯学習の振興等、市の教育施策の充実に向けた予算の確保に努めて参ります。
全般	3	策定の視点（3）2人権教育の推進 基本方針1 主要事業2について 「日本国憲法」「子どもの権利条約」を取り入れた具体的な策定プランを求めます。	3ページの4 各計画等との関係に記載のとおり、本プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興計画として位置づけております。法に基づく計画であることや、児童・生徒に関する取組を記載していることから、「日本国憲法」や「子どもの権利条約」の趣旨に適ったプランであると認識しています。
全般	4	すべての施策の根幹にあることを誰もが忘れないために、プランの頭などに調布市子ども条例を掲げたいですね。	3ページ、4各計画との関係において、「調布市子ども条例」の基本理念を踏まえて策定した「調布市教育大綱」と連携・整合を図ることを記載しておりますが、頂いた御意見を踏まえ、「調布市子ども条例」について個別に明記しました。
全般	5	調布市では、「障害」という表記を使っていますが、「障がい」と変えないのはどうしてですか？	現状では、国、東京都の例にならい、調布市として、法令や常用漢字で使用される「障害」を用いています。
全般	6	●計画全体 「全体的印象として、お役所的な表現で作文として良くできているように思いますが、具体的に何をどのようにして進めていくのか分らない。このように網羅的なものより、もう少し絞りを絞る子ども達によく解かるようにしたらどうか。」 「計画素案では、立派な紙で立派なことをお書きになっていますが、何一つ具体的に見えてきません。本当に現場を見ていらっしゃるのか疑問です。」 以上の2つは、ある自治体（Y市）のHPに載っている意見（抜粋）であるが、残念ながら今回のプランにも当てはまるようである。 上からのお仕着せのプランでなく、調布の教育現場の何が問題か、事実やデータをもとに関係者の喧々譁々の議論の中でつくられない限り、よいものはできないであろう。	本プランの策定に当たっては、学識経験者、保護者、公募市民を含めた市民、小・中学校長、社会教育委員、教育委員会管理職から構成した「調布市教育プラン策定検討委員会」及び教育委員会全職員の所属長と庁内関係部署（行政経営部、子ども生活部及び福祉健康部）の管理職からなる「調布市教育プラン策定検討部会」による検討（パブリック・コメントの段階で各4回開催）を中心に策定作業を進めて参りました。その他、小・中学校長会への意見募集、教育委員会における協議等、保護者や市民に加え、現場の学校職員の意見等、多様な意見を集約しております。 この間、意見集約した、具体的な取組については、各施策の（4）主要事業、（5）主な取組で掲載しております。 頂いた御意見を踏まえ、本プランで掲げた取組の実現に向けた、適切な進捗管理を行って参ります。
全般	7	●計画全体：教育プラン改定の進め方について 2014年末の改定の意見募集において、「教育プラン改定の進め方・手順が誤っている。」として、以下のような意見を提出した。 教育プラン改定の進め方・手順が誤っている。 つまり、「教育プラン改定作業チーム」のメンバーが調布市教育委員会の職員だけなのが最大の欠点・誤りである。なぜなら、井の中の蛙だから。そこで作成された素案を、次に学識経験者や校長会などの意見を聞き、最後に全市民の意見をパブリック・コメントで聴くのは、全く順序が逆である。 これまでのプランの結果（データ）と評価をもとに、学校教育については、最初に児童、保護者、教師などの意見を聴き、市民や有識者の幅広い意見も聞く中で、改定案を作成すべきであるが、そうになってない。 国の第2期教育振興基本計画や東京都の第3次教育ビジョンを参照するだけでなく、まず、調布市の主権者である市民、教育関係者である、児童、保護者、教師などの実態や意見をもとに改定素案を作るべきである・あった。 今回は、策定検討委員会なるものを設けて、公募市民を含む幅広い方の意見を取り入れたことは一歩前進といえる。	
全般	8	●計画全体：教育プラン改定の進め方について 公募委員や教育関係者からなる策定検討委員会とは別に、市職員からなる策定部会というようなものもあるが、これらの関係はどういうものか？ 2015年のプランと比較して、どこがどう違ったのか、正直言って、素人にはわからないが、相変わらず市職員が原案を作成し、お客さんの委員がひと通りの意見をいうだけでは、あまり進歩がない。	
全般	9	●計画全体：策定検討委員会が4回開かれていて、その議事録が2回までしかHPに掲載されていない。第3回は9月末、第4回は10月末に開催されたことだが、それから3か月も経過しているのに掲載されないのは、検討経過をチェックできないので問題である。速やかに掲載すること。 また、それだけでなく、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」（*）に違反している。この点についての見解を問う。 （*）（会議録の作成）第7条 執行機関は、審議会等の会議の公開と非公開とにかかわらず、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。 （会議録の公表）第8条 執行機関は、前条の規定により作成した会議録（第3条第1項各号に該当する部分を除く。）を次の各号に掲げる方法により公表するものとする。（1）市のホームページへの掲載（以下省略）	「調布市教育プラン策定検討委員会」の会議録の調製に時間を要し、公開が遅れが生じておりました。現在、市のホームページにおいて、第3回の結果まで公開しています。 頂いた御意見を踏まえ、調布市審議会等の会議の公開に関する条例の趣旨を踏まえ、速やかな公開に努めて参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
4ページ 第2章 第1節 施策の体系図	10	10の施策すべてに、成果指標と目標値が数値目標として設定されているが、10の施策は教育の課題全体をカバーするものであるゆえに、教育活動全体のなかで数値目標がもっとも重視されることになりかねない。それは教育活動全体が子どもと教員の関係性のなかでつくりあげられる個人的な活動ではなく危険性をはらんでいる。目標を示すことはありうるとしても、それを示すか示さないか、その示し方はそれぞれの施策の内容に応じて個別的であるべきであり、示す場合も数値ではない形でしめすべきだと考える。	頂いた御意見のとおり、教育行政の取組の全てが数値の結果だけで判断できるものではないと考えております。一方で、これまで、市の基本計画では、各施策において「まちづくり指標」（成果指標）を掲げており、教育分野の施策においても、「まちづくり指標」を設定し取組を進めて参りました。本プランの策定にあたっては、現在、同様に策定作業を進めている次期基本計画と可能な限り整合を図ることとしており、次期基本計画における「まちづくり指標」を念頭に置いたうえで、本プランの策定作業を進めて参りました。このため、本プランでは、各施策でかかげた「ねらい」に対応するとともに、児童・生徒の意識にも着目した成果指標を設定（施策1～3）しました。
4ページ 第2章 第1節 施策の体系図	11	●計画全体：成果指標があることは目標管理においてよいことだが、選定した指標が適切か、全体を代表しているか、ひとつの指標でよいのか、現状値や目標値の設定の妥当性など、具体的に指摘しはじめるときりがないのでないが、疑問に思うものがいくつもある。かなりいかがわしい細工をしているものもある。また、成果指標の位置づけ（有効性や限界も）を明確にすべきである。「ないよりまし」ということかもしれないが。	頂いた御意見を踏まえ、数値目標のみに固執せず、子どもたちの個に応じたきめ細かな対応を行うなど、幅広い視点に立った取組を推進して参ります。
4ページ 第2章 第1節 施策の体系図	12	各項目の冒頭に、成果指標が入れられていますが、7の施設整備等はわかりませんが、子どもたちの内面や成長にかかわる項目については、数値目標では表せないものがあると思いますので、成果目標に違和感を覚えます。こうして数値目標をあげることで、子どもの実際を見ないで、数値だけを追うことにならないでしょうか。	
4ページ 第2章 第1節 施策の体系図	13	●計画全体：成果指標に関係している指標の値の年推移が示されることは、過去・現在と未来予測のために重要であるが、期間が、平成26年度から平成30年度の5年間程度で短すぎる。もっと長期のトレンドを図表に載せるべきである。	本プランの策定の視点として、2ページの「2 策定の視点」に記載のとおり、これまでの教育プランの取組を踏まえつつ、新たな学習指導要領、特別支援教育、不登校、いじめ、貧困、児童・生徒数の増加、学校施設の老朽化、教職員のワーク・ライフ・バランス等、調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応するため策定することとしております。このため、33～37ページの「2 調布市を取り巻く動向」では、近年の数値を掲載し、その数値を踏まえた取組を本プランへ反映することとしました。
6～7ページ 第2章 施策1 豊かな心の育成	14	「1 豊かな心の育成」について、命の教育や人権教育等も大事だと思いますが、何よりも、学校生活すべての中で、子どもたち一人一人が大切にされ、違いはあって当然で、お互いを尊重し合い、違いを認め合った上で必要なときには協力していく、というようなことを積み重ねていくことで、子どもたちに実感として身につけていくことが大事だと思います。そういうことは盛り込めないでしょうか。	6ページ、施策1 豊かな心の育成、(2) 施策のねらいで「一人一人の児童・生徒を大切に育てる教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成する」としてしております。この施策のねらいに沿った形で主要事業1「命の教育の推進」では、他者との違いを理解し、互いに認め合うことや、主要事業2「人権教育の推進」では、人の尊厳を重んじ、互いの良さを認めあうことができる児童・生徒を育成することとしております。
6～7ページ 第2章 施策1 豊かな心の育成	15	「豊かな心の育成」の施策のねらいなどを拝見していると、まずは学校の中で子どもたち一人ひとりの個性が尊重され、校則のもと子どもたちが画一的な扱いを受けない環境を学校が整えないと、こういう心は子どもたちにも育たないだろうなと思ってしまいます。小学校でも、廊下には「大きな声であいさつしよう」と書かれています。なぜ学校が、子どもたちの心の中や持って生まれた個性にそこまで踏み込んで、「指導」「矯正」しようとするのでしょうか。なぜ小さい声であいさつしたり、会釈するだけではダメなのでしょう。声の小さな子が恥ずかしそうにあいさつをすると、「もっと大きな声で」なんて言われたりします。小学校では筆箱の形まで決められています。市外では下着の色が指定されている学校もあるそうです。ちょっと異常な事態だと思いますが、関わっている大人（教員）がそのことに疑問を感じず、むしろ正義だと思ってそういったルールを子どもたちに課しています。そんな学校で、子どもたちがお互いの違いを尊重し合ったり、命を大切に育てる心を育めるのかしら？と大きな疑問を感じます。でも、この項目に書かれていることはとても良いことだと思います。実践されると良いですね。	頂いた御意見を踏まえ、児童・生徒が豊かな心の育成が図れるよう、本プランで掲げた取組を推進して参ります。
7ページ 第2章 主要事業3 道徳教育の推進	16	7ページ「3. 道徳教育の推進」では、教科書で予定された徳目へ無理に誘導するのではなく、子どもの自由闊達な意見表明ができるような雰囲気をつくることに留意することを書き加えてほしい。	《主要事業3「道徳教育の推進」への御意見について》 頂いた御意見のとおり、道徳の教科化の視点の一つとして、答えがひとつではない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論することが重要であると認識しております。このため、6ページ(3)背景及び7ページの主要事業3「道徳教育の推進」において、その旨、記載しました。頂いた御意見を踏まえ、実際の授業の中において、児童・生徒が自らの意見を自由に議論できる雰囲気となるような取組を進めて参ります。
7ページ 第2章 主要事業3 道徳教育の推進	17	教育委員会基本方針1・2-施策1-主要事業3「道徳教育の推進」について 教科書選定の際には、教育プラン6ページに記載された「児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる豊かな心の育成を推進」「答えが一つでない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論する」という視点に沿った内容であることを重視していただきたいです。 また、教科書の候補が揃った（数社に絞られた）時点でパブリックコメントを募集していただき、保護者などの市民の意見を選定に反映させることを希望します。 さらに、道徳授業の地区公開講座は、市内の小中学校全28校での実施を希望します。	また、頂いた御意見を踏まえ、道徳授業地区公開講座の実施等を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育の推進にも取り組んで参ります。 《教科書採択への御意見について》 教科書の採択については、文部科学省が示した手続きに則り行っております。具体的には学校の校長・副校長に加え、保護者、有識者からなる教科書選定運営委員会において、幅広い視野からの調査審議を行い、その結果について、教育委員会に諮り、選定しております。また、教科書採択前に、教科書展示を行い、その際、市民の方にご覧いただき、ご意見を頂く機会を設けております。 その他、教育委員会においては、透明性の確保に向けた取組としては、教育委員会を公開で行い、議事録についても、公開するなど対応しております。
7ページ 第2章 (5) 主な取組	18	●その他 地球温暖化や生物多様性に代表されるグローバルな環境教育、SDGsといった広い視野や視点がほとんど見られないのは致命的欠陥かもしれない。	頂いた御意見を踏まえ、7ページ(5)主な取組に、「環境教育による市内の自然環境への理解や持続可能な社会の担い手としての意識の醸成」を追加しました。
24～25ページ 第2章 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承	19	(3) P24 地域ゆかり文化の保存と継承 P4-施策(10)に、施策 文化、歴史、その遺産の継承の取り組みがありますが、やはり、調布は、多摩川、仙川、深大寺の森、カニ山等、自然が豊かに守られ、育てられています。また、景観審議会でも学校教育に自然、景観を入れて自然を愛する心が育てて欲しいという提案を受けて、少しずつ授業実践の試みをしていると聞きました。「自然（景観）」加えて下さい。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
8ページ 第2章 施策2 確かな学力の育成 (1)成果指標	20	8ページで示された学力育成の成果指標は、東京都が実施する学力調査の平均正答率をどれだけ上回るかの数値で示されているが、このような数値目標が示されるならば、学習活動でテストの成績を最重要視することになりかねず、それでは本当の意味での学力育成とは乖離するおそれが大きいので、このような目標の示し方はやめるべきである。	これまで、市の基本計画では、各施策において「まちづくり指標」（成果指標）を掲げており、施策5「学校教育の充実」では、『東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数』を掲げ、取り組んで参りました。これまでの取組を踏まえ、取組を継続する観点から、引き続き、本成果指標を継続することいたしました。
8ページ 第2章 施策2 確かな学力の育成 (1)成果指標	21	<p>●P.8 2 確かな学力の育成：成果指標</p> <p>P.8 成果指標：東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回ったポイント数、を選定した目的は何か示されたい。以下に述べるような問題がある。</p> <p>絶対的な指標でなく、相対的な平均学力を測るので、東京都の全自治体が同様の成果指標を設定すると目標を達成できないところが必ず出る。競争を加速する。</p> <p>武蔵野市でも同様のやり方を行っているが、かなり平均を上回っている。調布との違いはなぜか？貧困と教育格差のようなことが影響するとしたら、貧困対策が教育プランに必要ではないか？なお、競争をあおると、できない子は調査日に休むように指導されるなど間違ったやりかたまででくる。たとえ原因が普段の教え方のほうにあったとしても。</p> <p>また、全教科の平均の指標になっているが、それが妥当か？長所はより伸ばし、欠点は直していくということを見ていくために科目ごとのデータや目標設定のほうが有効ではないか。P.34に科目別の数字が出ているが、生徒は全教科平均かもれないが、中学教師には科目ごとの指標が有効ではないか。</p> <p>さらに、平均値だけを指標にするとはらつきが測れない。ついていけない子どもの学力向上のための指標にならない。P.12の「4 個に応じたきめ細かな支援」で対応するというでもなからう。</p>	<p>一方で、頂いた御意見のとおり、テストの結果のみならず、児童・生徒が新たな時代に対応した生きる力を身に付けるためには、新たな学習指導要領で掲げられた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った、学びの定着が重要であると考えております。このため、成果指標を一つとせず、「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合を成果指標としました。また、主要事業5「基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成」では、少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や、一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導、個に応じたユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善等に取り組むこととしております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、本プランで掲げられた様々な取組を進める中で、児童・生徒の確かな学力の育成を図って参ります。</p>
	22	基本方針1 2の成果指標について 全国学力調査は不要、学習状況調査も基本的には不要と思います。	
9ページ 第2章 主要事業6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進	23	9ページの「6 ICT機器の整備…」に関しては、ICT機器の整備・活用をいうのであれば、その費用の保護者負担が大きいことが問題となっているので、ここでは市の財政で負担し保護者負担を求めないことを明示すべきである。そのことをめざした教育プランでは、今後、保護者負担の問題が大きな問題となるだろう。	児童・生徒用のタブレット端末等のICT機器の整備については、原則、公費負担とする方向で検討しています。整備時期等については未定であるため、頂いた御意見を踏まえ、効果的・効率的な整備・活用の手法について先進自治体の事例などを調査・研究したうえで取組を進めて参ります。
9ページ 第2章 主要事業7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進	24	教育委員会基本方針2-施策2-主要事業7「グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進」及び教育委員会基本方針2-施策3-主要事業9「体力向上への支援」について 教育プランの11ページに、市内の小中学校全28校がオリンピック・パラリンピック教育推進校として東京都教育委員会から指定されていると記載されていますが、取り組みの一環として、今後市内の小中学生にボランティアを呼び掛ける予定はあるのでしょうか。万が一、ボランティアの募集を行うのであれば、（都立高校では、生徒に半強制的に参加を促すような対応がございましたが、）児童と保護者の意思を尊重するよう要望します。	現在のところ、調布市教育委員会として、2020年のオリンピック・パラリンピックに関連した、児童・生徒のボランティアの呼びかけは行っておりません。本件に限らず、ボランティアに関しては、当該児童・生徒の意思が尊重される形が望ましいと考えています。
9ページ 第2章 主要事業8 学校図書館の活用推進	25	9ページの「8 学校図書館の活用推進」の項では、専門嘱託員ではなく、学校図書館司書を配置することを明確にすべきである。	調布市の学校図書館については、学校図書館専門嘱託員の配置により運営することとしています。専門嘱託員の任用にあたっては、司書又は司書教諭の資格を要件とするとともに、任用後も研修等により能力の向上を図っております。頂いた御意見を踏まえ、引き続き、学校図書館専門嘱託員の資質の向上等を図ることで、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動を支援して参ります。
12ページ第2章 施策4 個に応じたきめ細かな支援 (1)成果指標	26	「4 個に応じたきめ細かな支援」で、成果指標として「学校に行くことが楽しい」と思っている児童・生徒の割合を100%にとなっていることも、とくに違和感があります。「学校に行くことが楽しい」というのは、いろいろな中身があるでしょうし、授業はつまらないけど給食が楽しいから楽しい、みたいなこともありうるわけですし、「楽しい」と答えた方がいいたろうから「楽しい」にしておく、みたいなことも想像できます。①に書いたように成果指標を示すこと自体に違和感がありますが、さらにこの項目が指標になっていることは、個に応じたきめ細かな支援にも合わないのではないのでしょうか。	頂いた御意見を踏まえ、施策4の成果指標を見直しました。頂いたご意見を踏まえ、数値目標のみに固執せず、子どもたちの個に応じたきめ細かな対応を行うなど、幅広い視点に立った取組を推進して参ります。
12～13ページ 第2章 施策4 個に応じたきめ細かな支援	27	「4個に応じたきめ細かな教育」で、スクールサポーターに関連して。テレビ（Eテレ）で、八王子市の小学校での支援の例を見たことがあります。八王子市での名称は忘れましたが、スクールサポーターの方は、特別支援が必要な方だけでなく、児童全体を見るという役割で、そこがとて素晴らしいと思いました。その子だけというより、全員を見られる方が、保護者全体の理解も得やすいですし、特別支援の方も特別扱い感がなくなります。きちんとした研修を受けた方がサポーターになっていて、引き継ぎもきちんとしていることも好感をもちました。調布市の取り組みも発展していくといいと思いました。	調布市のスクールサポーターについては、教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力があるを資格受付して任用し、通常の学級において、特別な支援を要する児童及び生徒への指導補助や、児童及び生徒に対する個別的な学習指導を行っております。また、スクールサポーターの資質・能力の向上を図るために、スクールサポーターを対象とした研修を実施しております。今後も、スクールサポーターの配置等により、児童・生徒の個に応じた支援を推進して参ります。
12～13ページ 第2章 施策4 個に応じたきめ細かな支援	28	「4個に応じたきめ細かな教育」に関連して、調布市ではスクールソーシャルワーカーとか「子ども・若者支援地域ネットワーク」とか、いい取り組みをしていると思います。さらに広げてほしいと思います。外国人労働者の受け入れ拡大がニュースになっていますが、調布市では外国籍の子どもの教育については、内容に入れるほどは課題にはなっていないのでしょうか。見当たらなかったのて。	外国にルーツを持つ子ども（48ページ用語解説 親の両方またはいずれか片方が外国出身者である子ども）については、15ページ、主要事業18「教職員の指導力・人権意識の向上」の中で、教員が現状について適切に理解する取組を進めることとしています。また、学校生活への早期適応を図るために、日本語指導教室の設置や日本語指導講師の派遣を行っております。頂いた御意見を踏まえ、教員が研修等を通じ理解を深めることで、学校において適切な対応ができるよう取り組んで参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
15ページ 第2章 主要事業16 地域人材等を活用した教育の充実	29	「5魅力ある学校づくりの推進」などにある、「地域学校協働本部」と「学校支援地域本部」との関係がわかりにくかったです。国の方針によるものだからでしょうけれど、組織ばかりたくさん増えて同じメンバーばかりとか、新しい方針に合わせるために学校や先生方、関わっている地域の方が疲弊することがないようにしてほしいです。	地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から、「総合化・ネットワーク化」へ発展させていくこととしています（法改正等の動向は14ページ（3）背景1つめの黒丸を御参照下さい。）。このことを踏まえ、本プランにおいては、既存の学校支援地域本部が設置されている学校はそれを地域学校協働本部へ発展させるとともに、未設置校については、新規に地域学校協働本部を設置することとしています。 頂いた御意見を踏まえ、今後の取組については、効果的・効率的に進めながら、魅力ある学校づくりの推進につなげて参ります。
15ページ 第2章 主要事業16 地域人材等を活用した教育の充実	30	●計画全体 開かれた学校、開かれた学校教育、開かれた教育行政を目指すこと。 学校教育が、閉じた教育行政のもとにあることが最大の問題。その弊害が、この教育プラン（案）にも表れているようだ。	主要事業16「地域人材等を活用した教育の充実」の中では、地域学校協働本部による地域と学校の「連携・協働」の観点を一層発展させることや、学校評議員・学校関係者評価委員の取組をにより、学校・家庭・地域が現状・課題を共有し、学校経営の改善につなげるなど、取り組むこととしています。 頂いた御意見を踏まえ、本プランで掲げる取組を通じ、地域に開かれた学校づくりを推進して参ります。
15ページ 第2章 主要事業17 特色ある教育活動の推進	31	教育委員会基本方針4－施策5－主要事業17「特色ある教育活動の推進」について 教育プランの15ページに記載の「特色ある学校づくり推進交付金の活用などにより、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性に合った中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします」は、とても良い取組だと思います。 今後、可能であればこの取組（制度）を小学校にも適応しても良いのではないかと考えます。これとは別に、近隣住民の方から、数年前は小学校学校選択制があったと聞いています。学区の境界線近くに住んでいる場合、指定校よりも隣の学区の小学校の方が近い場合があります。通学時の安全面を考えると、指定校ではない小学校を希望する保護者の方は少なからずいるのではないのでしょうか。現在のように指定校を限定するのではなく、各小学校の定員1割程度は近隣学区からの受け入れ枠とし、事前申し込み抽選制を採用されても良いのではないかと考えます。	御意見として頂きました。指定校よりも隣の学区の小学校の方が近い場合といった地理的な理由による場合等については、現状では指定校変更手続きにより対応しております。小学校における学校選択制については、通学距離や通学の安全面等の観点から、実施しておりませんが、頂いた御意見を踏まえ、指定校変更手続き運用の中で、可能な限り児童・保護者の希望に合った対応に努めて参ります。
15ページ 第2章 主要事業18 教職員の指導力・人権意識の向上	32	(2) P15-18「教職員の指導力・人権意識の向上」 研修内容として「国連子どもの権利条約」を人権教育、人の尊厳を大事にする「豊かな心の育成」を指導する教職員は、毎年必修研修として位置づけていただきたいと思います。 「子どもの権利条約」と、その後の日本に対する子どもの権利委員会からの勧告では「本委員会は、子どものために働くすべての者（教師、判事、弁護士、警察官、メディア関係者、すべてのレベルにおける公務員を含む）のための、子どもの権利を含む人権に関する体系的で継続的な研修プログラムを開発することを締約国政府に要求する」と勧告されています。 来年（2019年）の1月16、17日は、政府が報告した第4、5回目の報告の本審査が国連子どもの権利委員会でされます。2月には、最終所見（勧告）が届きます。丁度、勧告が来る節目の年になりますので、「勧告」を読み、日本の子ども現状がどのようになっているか広い目での見方の勉強になるチャンスです。ぜひ、研究、研修に加えてください。	頂いた御意見を踏まえ、主要事業18「教職員の指導力・人権意識の向上」の中で、「子どもの権利条約」に関する内容に留まらず、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、子どもの貧困問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTIに関する適切な理解を深めるなど、研修等を充実させることで、教員の人権意識のさらなる高揚を図って参ります。
14～15ページ 第2章 施策5 魅力ある学校づくりの推進	33	14～15ページの「施策5」に関しては、地域と学校の連携・協働や地域の人材活用の名のもとに、学校の専任教職員の人員増という根本的課題についてほとんどふられていないのは、大きな問題である。「基本方針」と名付けられているのであれば、学校教職員の定員増の方向性について、きちんとふられるべきである。	《学校における働き方改革の推進への御意見について》 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、全国的に課題となっております。このため、本プランでは、新たに主要事業19「学校における働き方改革の推進」を位置づけました。本取組の成果指標については、本プランに合わせ策定作業中である「（仮称）調布市立学校における働き方改革プラン」（平成31年3月策定予定）において、「適当な在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げ様々な取組を進めることを予定しております。 頂いた御意見を踏まえ、教員の働き方改革を進めることで、学校教育の質の維持向上を図り、魅力ある学校づくりにつなげて参ります。
14～15ページ 第2章 施策5 魅力ある学校づくりの推進	34	●P.16 5 魅力ある学校づくりの推進 「5 魅力ある学校づくりの推進」という表題のもとに、「地域学校協働本部」設置を目標とする取組みに、「18 教職員の指導力・人権意識の向上」や「19 学校における働き方改革の推進」といった、学校運営や教育の人的資源やマネジメント向上を入れることに違和感を感じる。調布市らしい装いと見える。しかし、これらは分離すべきである。現下の急務である、教師のブラック職場である学校の改善を前面に出したプランにすべきであり、教師の労働時間などを成果指標に（追加）すべきである。	《教職員の定数増、人員不足への御意見について》 頂いた御意見を踏まえ、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増等に応じた教職員の適正な配置について、東京都教育委員会と連携のうえ対応して参ります。 《小学校の英語教育の条件整備への御意見について》 頂いた御意見を踏まえ、主要事業7「グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進」の取組を進める中で、外国人英語指導講師（AET）の活用等に加え、小学校の外国語・外国語活動に関する情報共有や授業研究の推進等による小・中連携の取組を行うなどにより、「使える英語」の習得に向けた実践的教育を推進して参ります。
15ページ 第2章 主要事業19 学校における働き方改革の推進	35	1.教職員の長時間労働の改善について 近年、教職員の多忙化は、…尋常ではありません。子どもたちがいる時間はトイレに行く暇もないほど隙間なく授業や子どもの対応に追われています。子どもたちが帰ると、会議や書類作り…。法的に認められている休憩時間にも仕事を続けても、授業の準備は勤務時間もとうに過ぎた6～7時から、帰宅は10時になるという現実。子育てや介護のある人は更に大変です。 「5. 魅力ある学校づくりの推進」のページに教職員の長時間労働について触れられていますが…研修や意識改革によって、長時間労働が改善するわけではありません。また、国や都で、変形制労働の提案があり、論議されているところですが、学期中に8時間45分勤務するような案が出ていますが、これでは更に働く環境は厳しくなります。7時間授業などが可能になり、子どもたちも学校に長く拘束されることになり、ストレスから、いじめや不登校が更に増えることが予想されます。変形制労働ではなく、例えば下記のような長時間労働を改善する施策を、現場の声を聞きながら検討してほしいです。 ①教職員の人数を増やすこと。 ②一人ひとりの教員持ち時間を思い切って減らすこと。 ③学力テストや体力テストの廃止、提出書類の削減など、教職員の業務量を減らすこと。 ④また、文部省や都教委に働きかけて、英語をやるならほかの教科を減らすなどして、子どもたちの授業時間数を減らすこと。	《教職員の定数増、人員不足への御意見について》 頂いた御意見を踏まえ、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増等に応じた教職員の適正な配置について、東京都教育委員会と連携のうえ対応して参ります。 《小学校の英語教育の条件整備への御意見について》 頂いた御意見を踏まえ、主要事業7「グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進」の取組を進める中で、外国人英語指導講師（AET）の活用等に加え、小学校の外国語・外国語活動に関する情報共有や授業研究の推進等による小・中連携の取組を行うなどにより、「使える英語」の習得に向けた実践的教育を推進して参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
15ページ 第2章 主要事業19 学校における働き方改革の推進	36	<p>全体を見ますと、こうしたプランのほとんどが指導室となっています。(P5)それはこの性質上当然のことでしょう。そしてこのことは最終的に、それを担う現場の先生方が、指導室の指導を受け実施してゆくことになると思われますが、現状でも教員の過重な勤務実体が問題になっている状態で、新たなプランの内容一例えば確かな学力の育成や健やかな体の育成に示されている「主な取り組み」(P2・P11)一を実施してゆくのは至難のことでしょう。現場の教員は当該課題についてはもちろん、関連する様々な教養を身につけるための新たな研修を必要とされています。それは各項目ごとに設定された「主な取り組み」を見てもあきらかです。もし調布市のような真面目な行政の方々や、真面目な教員の方々がこれを本当に実践されようとしたら、現場は壊れてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>このプランでは、実践主体となる先生方が、現状でも勤務過重な中でどのようにしたらこれらの課題を受け止め実践してゆくことができるのかということについての、行政の目標や成果指標が示されていないことが大変気になります。特に5の「魅力ある学校づくりの推進」の背景の二番目には教員の長時間労働や心身への影響、その解消が挙げられていますがそのことについて「成果指標(=目標)」が何も挙げられていないのはあまりにも片手落ちの感を禁じえません。今後4年間の行政の成果指標=目標をぜひ挙げて頂きたいと考えます。</p>	(市の考え方については、前ページのとおり)
15ページ 第2章 主要事業19 学校における働き方改革の推進	37	<p>「生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる」教育者である為に</p> <p>1. 教職員の勤務時間について 4.5時間までの残業が認められているようですが、その給与4%しか給付されていないと聞きます。教える側の人権を守っていただきたいと思えます。</p>	
15ページ 第2章 主要事業19 学校における働き方改革の推進	38	<p>「5魅力ある学校づくりの推進」で「学校における働き方改革」に関連して、全国的に、先生方がとても忙しく、勤務時間も長く、病気になる方も多いと聞いています。学校でやらないといけなことがとても増えていて、この教育プランもそうですが、次々、新たに具体化しなくてはならないことも増えていることが忙しさに拍車をかけていると思います。</p> <p>何よりも、1学級の児童・生徒数を減らして、せめて30人以下にすること、複数の先生が支援に入れる体制をつくるなど、先生の人数も増やすことが必要だと思えます。そのことが1～4でいっている子どもの心身ともに豊かな成長にもつながります。</p> <p>市だけでできることは限られるのかもしれませんが、ぜひその視点は忘れずに、市で可能なことを考え実施し、また、都や国にも提案していただきたいです。</p>	
15ページ 第2章 主要事業19 学校における働き方改革の推進 (概要版 新規・拡充の取組)	39	<p>新規・拡充の取組</p> <p>(1)『新たな学習指導要領』を踏まえた取組 主要事業5、主要事業6について どちらも推進するには、決定的に人員不足。正規教員の増加が不可欠だと思います。</p> <p>(3)その他の新規拡充の取組 主要事業16について 基本は正規教員の拡充が必要です。 主要事業19について 「変形労働時間制度」などんでもない。基本は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務を減らして長時間過密労働を解消する。 2. 人員を増やして長時間過密労働を解消する。 3. 長時間過密労働を抑制し、実際に問題が発生した場合は、超過勤務の回復や金銭的待遇を保障する制度を確立する。 <p>ことが重要です。</p> <p>いずれにしても、調布市の教育委員会が独自の裁量を発揮し、子ども、教員をはじめとした調布市の教育環境が少しでも、ゆとりのあるものになるようなプラン策定を望みます。</p>	
9ページ 第2章 主要事業7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 15ページ 主要事業19 学校における働き方改革の推進	40	<p>9ページの「7 グローバルな無人材の育成…」に関しては、とくに小学校の英語教育の条件整備、教員の負担軽減の措置を具体的に記載すべきである。</p>	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
<p>15ページ 第2章 主要事業16 地域人材等を活用した教育の充実</p> <p>主要事業19 学校における働き方改革の推進</p> <p>12～13ページ 施策4 個に応じたきめ細かな支援</p> <p>その他</p>	<p>41</p>	<p>案を読ませていただきました。率直な感想としては、期待していただけに総花的で独自性があまり見られず残念です。特に開かれた学校について、時代の変化を感じていない。高度成長期の感覚のように感じます。これからは多様性を重んじる社会にあって、自由の発想の考えが生まれる環境で取り組んでいきたい。複雑化、困難化している学校の危機管理から脱却していくには信頼関係を構築して自由な発想で未来志向で考えたい。私は17年間学校の領域内で「子ども達のために地域に何が出来るのか」をテーマで取り組んできました。5年前から小学校のコーディネーター活動に関わり「学校の限界」を知り「地域の協力」は欠かせない。地域の問題として取り組んできました。お上からの制度は学校領域内で官主導の設計で、地域・ボランティアが主体となっている。プロセスが見えてこない。語られていない。生産者目線の設計になっています。今年4月から地域・ボランティアのあるべき姿を地域目線で取り組むつもりでした。学校の都合によりコーディネーターとして活動を継続することは出来ませんでした。今まで学んだ事を実績報告として67回読売教育賞「特別支援教育」（筑波大学藤田和弘教授審査員）～「低学年の学級ボランティアの取組」～学校領域内での福祉活動とボランティア～に応募をした。「印象的」の評価を受けましたが、完成形ではないため今回パブリックコメントに参加しました。社会環境の変化に対応しきれない学校運営 教育基本法の改正の理念を受けて「学校と家庭と地域が一体化した相互連携～学校支援地域本部制度が生まれ、市は21年に導入し10年経過しているが目的に沿ったの取り組みは見られない。変わってきていない。学校での問題「複雑化」「困難化」は改善されていない。拡大して課題は山積している。自由度による制度設計の「学校支援地域本部制度」はコーディネーターの活動を混乱させています。「学校の限界」「地域の協力」が必要です。【「複雑化」「困難化」】について そもそも学校は保護者・地域とは対立する関係ではありません。予測困難な社会の中で子ども達の生活や家庭や地域社会の現状により学校に負担を課し、プレッシャーをかけ、学校のみの方では対応しきれない。学校は多様化していることで対応できず「複雑化」「困難化」から脱却できていない状況です。課題は①教職員の効率化は限界にきている。②地域・ボランティアに対しての扱いに抵抗がある。③学校ボランティアに対しては時間がかかる。学校の役割：地域コミュニティーの中核としての役割、学校が教育活動を支援する。学校という枠を外して「学校のあり方」について校長会副校長会で検討して欲しい。「安全安心の確保」、「地域・ボランティアの活用」について。多様化した社会を乗り切るためにも「ボランティアの位置付け」を明確に「新しい学校運営」を構築したい。</p> <p>【学校支援地域本部制度について】 ～学校の領域内で地域が参加していくための基盤「プラットフォーム」構想です。～</p> <p>1）住民が学校を支援する活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子育てをする体制を構築する。</p> <p>【学校応援団組織・運営・継続】（1） 2）学校の様々な活動を地域のボランティアが支援することで、教育活動の充実や教育が子どもと向き合う時間の拡充を図ることができる。【学校領域内ボランティア活動の活用】（2） 3）子どもが地域の大人と触れ合う機会や多様な経験をする機会を拡充し子どもの生きる力の育成につながる。【教育環境づくり】</p> <p>（3）地域住民が自らの経験や学習の成果を活用する場が広がります。生涯学習社会の実現を目指していく。【学習成果を生かす場を「学び、語らい」生涯学習】 4）活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる環境が整備され、地域の絆が強まり、地域の活性化につながっていく。（文部科学省「学校支援地域本部事業」）（4つの効果）【みんなで支える学校】（1）【制度設備】「官主導の動員型地域参加」です。生産者目線であり、上から目線です。地域に対してどう実施していくかが問題です。①組織の代表は学校長。②運用については学校の裁量で決まっています。③学校は地域との連携に対して個人の価値観が優先するために、考え方が異なり継続性に問題が起きる。④校長が変わるたびに学校運営の方針が変わっていく。⑤校長は自分の責任をどう果たすか明確にしている。⑥運営の主体は地域でありボランティアです。⑦ボランティアに対して語られていない。【現状の分析】制度が設置されて10年を振り返って取り組んでいる学校は様々です。制度設計に沿って計画的に取り組んでいる学校は殆どないと思います。学校はコーディネーターの委嘱から始まってのスタートで何をどうしていくのか理解されないまま経過しています。学校の考え方は舵を切って「特色のある教育活動」の取り組みで、一人のコーディネーターが交代しないで取り組んでいます。応援団の組織づくり、コーディネーターの育成ボランティアの開発など取組まれている。私は平成26年学校から依頼でコーディネーターとして活動、制度設計に沿って学校応援団を目指して取り組んできました。特に低学年の学級支援、福祉活動について取り組んできました。管理職は前任校では学校と地域との連携した学校づくりを推進したことを聞いて新しい形ができると取り組んできました。学校のボランティアは他の業種のボランティアとは異なり教育機関として、組織の一員として学ぶことは多く重要だと思いました。しかし、多忙であることで「話し合い」の機会は極端に少なく、コミュニケーションは取れません。リポート提出しましたが返答がない状況でした。4月学校から「通学路の安全と学校にお花を」に絞っていく事で、私はコーディネーターとして外されました。</p> <p>年間通じて感じたことは学校の領域内で地域・ボランティアへの参画は歓迎していないということです。建前、お題目であったことは残念でした。【追加の検討】 実施していくには学校は地域・ボランティアにたいして対等でありたい。「話し合い・共感、納得」コミュニケーションが大切です。学校はリーダーシップを掲げて「学校応援団」構想に沿って展開してほしい。（次ページへ続く）</p>	<p>《学校支援地域本部（地域学校協働本部）・魅力ある学校づくりへの御意見について》</p> <p>主要事業16「地域人材等を活用した教育の充実」では、これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備することとしております。また、農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組等を推進するとともに、学校関係者による評価の充実を通じ、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善を図ることとして、魅力ある学校づくりを推進することとしています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるなど、魅力ある学校づくりに向けた取組を推進して参ります。</p> <p>《学校における働き方改革の推進への御意見について》</p> <p>学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、全国的に課題となっております。このため、本プランでは、新たに主要事業19「学校における働き方改革の推進」を位置づけました。本取組の成果指標については、本プランを合わせ策定作業中である「（仮称）調布市立学校における働き方改革プラン」（平成31年3月策定予定）において、「過当たりの在任時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げ様々な取組を進めることと予定しております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、教員の働き方改革を進めることで、学校教育の質の維持向上を図り、魅力ある学校づくりにつなげて参ります。</p> <p>《特別な支援が必要な児童・生徒への御意見について》</p> <p>本プラン、施策4「個に応じたきめ細かな支援」では、全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進することとしています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、特別な支援が必要な児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用や幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、関係機関との連携を進めるなどの取組を進めてまいります。</p> <p>《大学との連携への御意見について》</p> <p>本プランでは、主要事業12「不登校児童・生徒への支援」の中で、東京学芸大学と連携した不登校プロジェクト（SWITCH）などを継続することとしております。また、主要事業20「食物アレルギー対策の推進」では、東京慈恵会医科大学附属第三病院や関係機関との連携による正しい知識・技術の習得を継続することとしています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、専門的知識が必要な取組については、大学や専門機関等との連携・協力を図りながら取組を進めて参ります。</p> <p>《その他の御意見について》</p> <p>その他、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
<p>15ページ 第2章 主要事業16 地域人材等を活用した教育の充実</p> <p>主要事業19 学校における働き方改革の推進</p> <p>12～13ページ 施策4 個に応じたきめ細かな支援</p> <p>その他</p>	<p>41</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>【地域学校協働本部】学校を拠点とした学校との信頼関係は構築されていない環境では、学校支援地域本部事業の基盤づくりがポイントです。基盤づくりから地域に拡大しての信頼づくりのなかで作られていきます。(3) 【学校応援団づくり】 きっかけづくりは「通学路の登校ボランティア」組織づくりは「登校の見守り」～市民に呼びかけ～運営～継続です。子ども達一人ひとりの尊厳を軸にして「子ども達の安全を見守り、安心した学校生活が送れるように支援体制を基調とした取り組みの継続。」教育方針4学校と地気との役割と責任。) 学校はコーディネーターと協働して取り組んでいくテーマを「子ども達安全・安心の確保」を挙げて保護者、PTA、地域に発信して情報の共有をしていく。「学校応援団」の組織づくりのきっかけを作り、応援団の充実を図って継続し、形骸化していかないためにも「地域ぐるみの学校づくり」を位置付けていく。(2)【学級支援ボランティア】について 不安定な一年生:一定の期間各教室で見守りを。①学校の福祉施策は対応しきれていない。②既存の施策では対応できていないニーズ。③学校の制度の狭間で苦しんで児童、保護者、担任。④組織的に機能するためには地域の人材の参加が必要になっています。【ボランティアの役割】「先生ではない地域のおじさん、おばさんがいつでも話を聞いてくれる「親代わり」をして担任の補佐役として支援していく。【特別な配慮を要する子ども達】に対しての役割は問題行動が出たら安全な場所につれて何を考えているのか聞きだして、担任に指示を仰ぎ担任の補佐として活動します。</p> <p>【気になる子】年々増えています。友達関係に影響して悪くなるのが考えられます。学校支援ではクラス全体に気を配っていく事が重要です。図式「気になる子」(愛着障害がメイン)→友達関係→担任が変わる→二次障害(暴力、自尊心の低下)→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落 【進めてください】ボランティアとして個の確立を。福祉活動を地域で応援します。「学級支援ボランティア」は子ども達に寄り添って見守り、声かけ、助っ人支援。①多様化している子ども、異なる子ども達が増えている現状での担任での対応は応じきれていません。②愛着障害は「満たされていない甘え」～家庭教育・子育て放棄が課題。③「チーム学校」としての仲間に入れて、「個別ファイル」の作成などの役割を分担していく。</p> <p>(3)【人材活用の仕組みと取組】 ①地域の活性化が調布市の将来像を作り、それを実現するためには人材の活用がすべてです。市民参加と協働した事業を継続していくためには学校は学校の限界を認識して地域の協力を活用した学校運営を盛り込んでいく事提案します。②市民参加と協働した学校づくりを具体的に推進していくためには、地域の人材の活用とその継続する仕組みづくりを作ることが必要です。③市長部局で関係する所管部を統合した情報型プロジェクトの立ち上げ、事業実施、評価を繰り返し改善していく事が重要であることを基本構想で議論していく事が必要である。</p> <p>【大学との連携】 ○活かさなければならぬもの、それは人材ではないでしょうか。包括協定している7つの大学は市の持つ財産です。市民の知恵と力を十分に生かし切ることで教育の未来に盛り込んでいきたい。特に医療関係では「慈恵医科大学と第三病院」、福祉関係で「白百合女子大学」その他大学との専門性を活かした地域との連携の姿です。市が「学習の森構想」を唱えてきている展開を実現していきたい。(4)【魅力ある学校づくり】 子どもたちは毎日、一日の大半を狭い教室での社会生活である。【これからの学校】差別しない、集団行動が楽しい。学校生活が楽しい。思いやりがある。助け合う。学び合う 生活が楽しいなどの学校づくりを目指したい。校長はリーダーシップを発揮できる制度を校内組織に整備したい。②学校長が描いている教育目標がお題目にならないように、お願いしたい。【開かれた学校】【保護者の理解と共有、地域との連携】 信頼される学校づくりを目指して地域社会に存在した相互扶助の意識が薄薄化で地域により公共の形成は難しくなっています。地域住民が主人公となり学校と協働しながら仕組みづくりをするためにも地域住民と様々な意見交換を行い、相互理解を深めていくことが大切になります。①子ども達の安全を見守り、安心して学校生活を送れる学校応援団の展開。②学校が取り組んでいることについて理解できていない③信頼関係を構築していくことにあります。授業補助、授業の準備などについて地域の協力を進めていくなど、【学校長はリーダーシップをもって取り組んでいただきたい】 【学校における働き方改革の推進】について ①「学校の限界を認識」。限られている教職員の人数では限界にあります。②人で不足を誰がどういう形で補っていくのか。③制度の狭間で苦しんでいる子ども達。「地域の協力」の活用は欠かせない。学校に地域・④ボランティアの位置づけを明確に。⑤ボランティアの役割を明確にして。「見守り」「声かけ」「お助け」を。⑥取り組むテーマは「子どもたちの安全を見守り、安心して学校生活を送れる学校応援団」の組織を作り。⑦学校が抱えている問題を共に解決していく姿を期待したい。「取組み」学校支援制度に沿って展開していく。</p> <p>【学校ボランティアステーション】を立ち上げて「新しい公共」を 学校、家庭、地域が一体関係を構築していくためには「新しい公共」～「学校ボランティアステーションで「学び～生涯学習」を子どもたち一人ひとりの尊厳を軸にして「子ども達の安全を見守り、安心した学校生活が送れるように支援体制を。「地域の中の学校づくり」を位置付けます。【新しい公共】子ども一人ひとりの尊厳を軸に学び・語らいの場づくり、市内に「学校ボランティアステーション調布(調布ほらすで)」の立ち上げ あるべき姿「地域の中の学校」としての位置付け。子ども達を軸に「語らい学び」公的な役割を支えていく学校応援団組織体制「新しい公共」づくり「子ども達の安全を支援、安心した学校生活を送る」支援体制①学校ボランティアとしての研修・意見交換の場②学校ボランティアとしての位置付け、役割を明確にして「新しい公共」の開発。③プログラムの個の確立④「学習権」の保障を。⑤「学校教育と社会教育」と融合した第4の領域を設置する「学社教育」。⑥学校が安心してボランティアとして活用できるように「学び・語らい」の場づくり。⑦その為の地域社会CSRのアプローチ。⑧運営の諸経費用。活動経費の確保。⑨コーディネーター、ボランティアの研修と意見交換と発掘 ⑩広報活動 プーメントを興していく。⑪教育委員会・学校の支援、連携、協働。⑫教育コーディネーター室との連携。⑬大学との連携：小中学校での「医療と福祉」支援。地域医療と地域・ボランティア 信頼関係を目指した学校づくり 学校・家庭・地域住民、その他関係者が相互に連携・協力し、調布の教育を支えるという認識に立ち、「すべての市民が教育に参加することを旨とする」とした教育目標 子ども達を軸に「地域ぐるみで学校づくりを」 毎日市内の15000人が小中学校28校に通学してくる。400人から1000人の子ども達が集まる学校。多様化した子ども達、家庭環境の異なる家庭の子どもが集まる学校。限られた教職員での学校運営は大変です。子ども達は一日の大半学校で生活しています。狭い教室での空間では様々な問題が生じ、担任は毎朝健康のチェックから神経を使います。対応しきれていない。4月には一年生が入学し、環境に慣れていない子ども達は学校にとっては大変なことです。子ども達の生活指導は地域にとって関心を持って取り組んでいく必要を感じます。学校内で地域・ボランティアは見守りをして複数の目で子どもたちの相談相手に乗ったりして担任の補助として活動したいものです。</p>	<p>(市の考え方については、前ページのとおり)</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方												
16ページ 第2章 施策6 安全・安心な学校づくりの推進 (1)成果指標	42	<p>● P.16 6 安全・安心な学校づくりの推進：成果指標 成果指標：防災教育の日の参加者数の現状値<H26～30年度の平均参加者数>>29,935人に対して、目標値30,000人としているが、H26からH30の各年度の総数は以下の表に示すとおりである。H28～H30年度にすでに30000人を超えているにもかかわらず、5年間の平均値29,935人という数値を作り出すことにより、既に30000人達成の事実を覆い隠してきて、30000人という目標値を設定する意図はどこにあるのか。教育プランにあるまじき目標設定である。目標とは、挑戦すべきものである。 また、P.16下の参加者数の推移（過去5年間）の図表に各年度の総数を追加すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="515 247 1008 295"> <tr> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>28077人</td> <td>29531人</td> <td>30437人</td> <td>30696人</td> <td>30933人</td> <td>30000人</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	目標値	28077人	29531人	30437人	30696人	30933人	30000人	<p>本プランの成果指標の設定に当たっては、近年の取組実績を踏まえ、検討を行いました。各施策の成果指標については、御意見のとおり、現状値からの向上を設定する成果指標もあれば、施策6「防災教育の日の参加者数」、施策7「耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全でできている学校の割合」、施策8「リーダー養成講習会の参加者数」のように、現状値を踏まえた取組の継続を成果指標とする施策もあります。 頂いた御意見を踏まえつつ、成果指標として掲げた目標の達成に向けた取組を進めて参ります。</p>
H26	H27	H28	H29	H30	目標値										
28077人	29531人	30437人	30696人	30933人	30000人										
20ページ 第2章 施策8 青少年の育成 (1)成果指標	43	<p>● P.20 8 青少年の育成：成果指標 成果指標、リーダー養成講習会の参加者数の現状値360人に対し、目標値を1400人（4か年累計）と容易に比較できないものを持つてくることに、年々減少している不都合な真実をごまかそうとする、教育プランにあるまじき意図を感じる。せめて、350人（4か年の平均値）と表現すべきである。 この指標に意味があるのなら、正しい取り組みは、（3）背景において、年々減少していく要因を分析し、（4）主要事業において、通り一遍のお題目でなく、実効ある具体的なものを記載すべきである。</p>													
17ページ 第2章 主要事業21 安全教育の推進	44	<p>「6安心・安全な学校づくり」で「防災教育の日」について、いい取り組みだと思い、毎年できるだけ参加しています。参加人数のグラフを見ると、とくに地域からの参加が減っているとわかりました。災害も増えていますので、地域の方も参加して主体的に考えていく機会にすることが大事だと思います。実施何年かたち、課題も明らかになっていると思います。学校の先生方の負担が増える方法ではなく、地域との連携が進むような具体化を進めてほしいです。</p>	<p>「調布市防災教育の日」により多くの地域の方が主体的に参加いただくことが望ましいと考えております。このため、平成30年度の事業実施にあたっては、これまでの市報、ホームページにおける事業の周知に加え、市職員説明会に地域の方に参加いただくことで、事前に事業内容を共有する形で実施したことに加え、全自治会あてに事業実施のご案内を送付するなど、地域の方と連携・共有を図るための取組を行って参りました。 頂いた御意見を踏まえ、児童・生徒のみならず、地域の方の自助・共助意識の向上や地域と一体となった震災対応システムにつながるよう、事業内容の工夫に努めて参ります。</p>												
18～19ページ 第2章 施策7 学校施設整備の推進	45	<p>「7学校施設整備の推進」築年数40年～50年以上の学校が半数を超えていて驚きました。整備されているとは思いますが、早急に適切な計画を立てて、安全で快適な学校になるよう整備を進めてほしいです。改築に伴って、体育館に空調設備をつけたり、だれでもトイレをつけていると聞き、感謝しています。その際、だれでもトイレに、大人も横になれる折り畳み式介助ベッド（介助シート）をつけていただくと、オムツを使用している高齢者や障害者が利用でき、助かります。</p>	<p>災害発生時において、学校施設が避難所となることから、主要事業23「老朽化・長寿命化対策等の推進」の中で、マンホールトイレの設置やだれでもトイレの設置など、避難所機能の充実を図ることとしています。 既存トイレの改修し、だれでもトイレを設置しているため、既存トイレの面積による制約等がある状況です。このため、御意見を頂きました。大人も横になれる折り畳み式介助ベッド（介助シート）の設置にあたっては、今後の整備の際の検討課題とさせていただきます。</p>												
19ページ 第2章 25快適な教育環境の整備	46	<p>● その他 校庭の芝生化などに関連して、人工芝は、マイクロプラスチックによる海洋汚染の原因になるので、使用しないこと。</p>	<p>この間の校庭の芝生化については、天然芝により整備をしており、今後の整備に当たっても同様に天然芝を使用する予定です。</p>												
19ページ 第2章 主要事業25 快適な教育環境の整備	47	<p>教育委員会基本方針5-施策7-主要事業25「快適な教育環境の整備」について 教育プラン内には、市内の小中学校のエアコン設置状況についてのデータが見当たりませんが、近年の夏の暑さは尋常ではなく、小中学生が安全な環境で学習するために、全28校への速やかなエアコン取り付けを希望します。</p>	<p>小・中学校における空調設備の整備については、既に、普通教室の整備は完了し、特別教室についても今年度整備が完了しました。また、体育館への空調設備の整備については、昨年度に第五中学校に整備しました。今年度の夏の記録的猛暑を踏まえ、体育館への空調設備については、今後、順次対応することとしておりますが、御意見を踏まえ19ページ、主要事業25「快適な教育環境の整備」の中に、「体育館の空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に進める」旨、記載を追加しました。</p>												
19ページ 第2章 主要事業25 快適な教育環境の整備	48	<p>● P.18～19 7 学校施設整備の推進（4）主要事業（25 快適な教育環境の整備）及び（5）主な取り組み 「空調設備」とあるが、体育館に空調設備を設置することは、特に夏の熱射病対策として急務である。子どもたちだけでなく、防災避難所としての役割もある。東京都の事業にあるようだが。</p>													
21ページ 第2章 主要事業28 青少年交流・体験事業の推進	49	<p>p.21 青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を通して、社会性を身に付け、青少年の育成を図ります。 →（主語の混乱が見られます） 「青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を促し、社会性の育成を図ります。」 （つづき） また、自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めます。 →また、自由で夢のある意見発表の機会や活動の場を提供することで、まちづくりへの参加意識を高めます。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、文言を改めました。</p>												
22～23ページ 第2章 施策9 生涯学習社会への対応	50	<p>「9 生涯学習社会への対応」障害のある方の社会体験活動への支援も位置づけられておりがたいです。重度の障害がある場合、とくにこういう場がないと、社会参加機会がないので。同時に、障害の状態や程度はさまざまですので、29でふれている、一般の市民、社会教育団体等の活動の場に、障害のある方も一緒に参加できるようになるととてもいいと思います。</p>	<p>主要事業23「障害のある方の社会体験活動への支援」において、障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施することとしております。主要事業29「市民、社会教育団体等の活動への支援」で位置付けた事業に関わらず、全ての事業において障害者差別解消法の合理的配慮の観点から、障害がある方についても参加いただけるよう配慮しております。</p>												

項目	No	御意見の概要	市の考え方
23ページ 第2章 主要事業31 地域に根差した公民館活動の推進	51	生涯学習社会への対応（4）主要事業 31、地域に根差した公民館活動の推進 （5）主な取組 公民館は以下の文にまとめられているような社会教育施設です。このことを踏まえたものにしてほしい。 いつでも だれでも 自由に、学び、活動ができる 公民館 公民館は、社会教育法に基づいた社会教育施設です 社会教育主事の資格を持ち、公民館で専門的に働く正規職員の配置が望ましいとされる施設です ○ 平和・民主主義・人権教育講座、家庭教育講座、国際理解講座等を提供する学習の場 ○ 地域活動や地域の課題解決のための学習の場→持続可能な地域づくり ○ 市民の教養文化高める場 ○ 市民の社会参加・交流の場、居場所→健康な生活、福祉費の削減 ○ 職員がいて、市民の活動を支援し、団体育成を行う場 ○ 公民館運営審議会や利用懇談会、利用者団体連絡会等があり、市民の意見を取り入れ、民主的に運営される場 これらすべてを行うところが公民館であって、単なる貸施設ではありません。これを実現するために、公民館は原則無料で。	頂いた御意見を踏まえ、公民館活動を推進して参ります。
27ページ 第3章 2 プランの進行管理	52	● P.27 第3章 2 プランの進行管理 「本プランの進行管理についても、これまでどおり、施策・主要事業を対象に、有識者による点検・評価を実施しながら、取組みを着実に推進していきます。」とあるが、どのような有識者がどのように点検・評価を実施しているのか示されたい。 「有識者」だけでなく、児童・生徒を持つ親など広く市民による点検・評価が必要でないのか？「有識者」という言葉にはアプササが付きます。なぜなら、有識者に提供させる情報が偏っている場合など、権威がある分「有識者」のほうがアプナイ。	毎年、前年度の教育プランの取組について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、有識者による評価を実施しております。評価の手続きについては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るなど、同法の規定に基づき行っております。 評価の結果については、冊子としてとりまとめ、市のホームページなどで公開済ですが、パブリック・コメントの段階では本プランへ掲載するレイアウトなどについて検討段階であったため掲載することができませんでした。本プラン策定時においては、同様にパブリック・コメントにおいて検討中であった「3市の計画等」、「5 プランの策定経緯」とあわせて資料編に掲載いたしました。
38ページ 第3章 4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検評価の結果	53	● 計画を改定し、新しい目標を設定することはよいが、これまでの計画の成果がどうだったかを示すべきある。パチンコ屋の新装開店ではないのだから。	
38ページ 第3章 3 関連する市の計画等～5 プランの策定経緯	54	● 計画全体：P.38の「以下の項目について、38ページから48ページ掲載予定（計画策定時に反映）3 関連する市の計画等、4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検評価の結果 5 プランの策定経緯」とあることは、意見募集するレベルに達していないものを意見募集にかけるということではいただけない。 特に、「5 プランの策定経緯」は、どのような中身になるかを左右するのできわめて重要である。このことについて説明を求めます。	
30～31ページ 資料編 基本方針2・3	55	基本方針2つの個をのぼす教育をというこの文言はやめたほうが良いと思います。自ら主体的にと社会的に自立とは何を指すのでしょうか 児童精神科医の佐々木正美さんは「続 子どもはへのまなざし」の中で言っています 「自立的に生きるということは、自分だけでなにかができることではなく人と協力してなにかができるようになることが大切なことだということです。」「まず仲間と協力してなにかができるようにならなくてはいけないのです。自立ということは、自分一人でなにかができるようになることでは決してないのです。人に頼りながら同時に人からも頼られながら社会に価値を生み出すような何かができるようになることだと思います。周囲の人との相互依存的な関係のなかで感動を分かち合いながらなにかができるようになることは、人間として自律や自立した生き方だと思います。個性を強要すると自分さがしにつながります。個性すでに生まれながらにして持っています。子どもたちには、人の為に人を平和にできるような生き方を伝えたいと思います。ノーベル賞をとった木村智氏おばあさんから子どものとき常に「人のために生きなさい」と言われ、そのことが何かを決めなければいけないとき指針にしていたそうです。 基本方針3の自己実現という言葉も使わない方が良いと思います。ただ学習したい知的好奇心を満たすだけでも良いではないですか。自己研さんという言葉は良いと思います。繰り返しになりますが自立と個性を強要しない方が良いと思います。自分が何かをしたことで喜んでもらえ感謝された。そういうことの繰り返しで自己肯定感を生み、自信と自立につながるのではないのでしょうか。	頂いた御意見のとおり、個性は強要するものではないと認識しております。一方で、児童・生徒の長所としての個性をより伸ばし、自己実現へつなげるための支援を行うことも、学校教育の役割の一つであると考えております。
33～37ページ 資料編 2調布市の教育を取り巻く動向	56	● P.33 2 調布市の教育を取り巻く動向 ただ、ぼ～と掲載しているだけで、全体に問題意識を持った分析がない。 例えば、（1）市の教育費の推移の図表についていえば、その内訳はどうなっているか、増加の要因は何か、今後の見込みはどうか、などを記載しなければ意味がない。 雨漏りに代表される学校の老朽化などが現在の教育プランの期間に起きたのではないか。時代が加速度的に変化している。ICT化などの予算も必要であろう。 （2）及びそれ以降の図表も同様である。	33ページ、2(1)市の教育の推移（平成27～30年度 歳出予算）に関する内訳や増減要因については、3行にわたり記載した内容となっております。また、それ以外の数値についても、可能な限り、その増減要因等についての記載に努めました。 頂いた御意見を踏まえ、主要事業23「老朽化・長寿命化対策等の推進」や主要事業6「ICT機器の整備・活用と情報教育の推進」等に係る予算措置については、本プランの取組に合わせ、次年度以降の予算編成に反映して参ります。
33～37ページ 資料編 2調布市の教育を取り巻く動向	57	全体に、見出しも多く、図表や写真などを入れ、囲み等もつくり、まとめ方は見やすくよいと思います。実態などを示すグラフが、調布市のものでなく、国の調査のところがあり、そこは調布市の調査にできないものかと思います。	頂いた御意見を踏まえ、6ページ及び36ページの図表について、調布市のいじめの認知件数を掲載しました。
33～37ページ 資料編 2調布市の教育を取り巻く動向	58	● P.6 第2節 各施策について 1 豊かな心の育成 P.6下のいじめの認知件数の推移の図表は、多分全国の数字であろう。一方、調布市の数字は、P.36に掲載されている。調布の教育行政が主としてお上を見ているとは思わないが、この違いはどこからくるのか？調布の数字をP.6に載せるべきではないか。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
35ページ 資料編2(5)1)特別支援教育を受けている児童・生徒の推移	59	p.35で「発達障害等により特別な支援が必要な児童・生徒」が年々増加傾向にあることが示されています。これは単に市内の児童、生徒の増加が原因なのでしょうが？ほかにも原因として考えられる要素があるのであれば、「いじめ認知件数の増加」と同じく、その原因に触れていただきたいと思います。	様々な要因が考えられますが、明らかである要因としては、調布市の人口増加に伴う、児童・生徒数増の影響であるため、その旨記載しました。
36ページ 資料編2(5)2)不登校児童・生徒の出現率	60	p.35の「不登校児童・生徒数の割合」も同じく、考えうる原因に触れてください。（教育機会確保法？）	御意見を踏まえ、36ページに考えられる要因等について記載しました。
35ページ 資料編2(5)1)特別支援教育を受けている児童・生徒の推移	61	● P.35(5)1)特別支援教育を受けている児童・生徒の推移 P.35下の図表の数字、184,251,・・・,528は、棒グラフの外(上)に出すこと。	頂いた御意見を踏まえ、分かりやすい表記を工夫に努めました。
36ページ 資料編2(5)3)いじめの認知件数	62	● P.36(5)3)いじめの認知件数 P.36下の図表に、小中学校の合計の数字を追加すること。	
その他	63	(1)教育プランに見えない喫緊の課題として、高校生の性問題、妊娠問題、性犯罪への巻き込まれが多くなっています。高校生たちに聞くと、正しい性教育を受けたことはなかったと言っています。高校生になってからでは遅すぎます。人間の尊厳、命の問題の基礎的なことだと思います。心身の発達年齢に応じた正しい分かりやすい命の誕生、性教育をどこかでやらなければならないなら、道徳や教科学習のように大切な教育として同様に、研究、研修を今後の課題に置いて子どもたちが学び、人生に、生きる力として活かせる学習として取り組み、主要事業に積極的にいられるようにして下さい。足立区では、実践授業をし、批判もありましたが、続けて授業研究、地域、親との話し合いを重ねているとのこと。性教育について実践している学校があれば教えてください。また、調布市教育委員会のお考えを教えてください。	学校における性に関する教育については、学習指導要領及び生徒指導要領において、発達の段階に応じた、体育、保健体育の教科を中心に特別活動や関連教科など全ての教育活動を通じて実施することや、地域や学校の実態と児童・生徒の心身の発達の段階や特性を配慮した上で各学校が全体計画を作成し推進するものとされており、調布市教育委員会では、児童・生徒の心身の発達の段階や個々の実態を踏まえながら、小学校体育の保健領域や中学校保健体育を中心に、全教育活動を通じて性に関する教育を進めています。
その他	64	「生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる」教育者である為に 2. 国旗掲揚、国歌について 行事のある毎に国旗、国歌が問題になり、都では罰則があるように聞いています。調布市は起立をしない教師、歌わない教師に対し、どのような対応をしているのでしょうか、歴史問題も絡み、様々な見解がある問題なので、罰することは、ないことを祈ります。	「国旗及び国歌に関する法律」や学習指導要領に基づく、文部科学省からの指導を踏まえ、適切に対応して参ります。
その他	65	●意見募集について：案件名は、「調布市教育プラン策定(案)」なのか、「調布市教育プラン策定素案」なのか？ 意見募集のホームページ(以下、「HP」という。)には、「案件名」は「調布市教育プラン(案)及び概要版」とあるが、意見の提出方法には「送付に当たっては、表題に「調布市教育プラン策定素案への意見」と明記と書かれている。いずれが正しいのか？ なお、この意見においては、表題に「調布市教育プラン策定素案への意見」と記載するが、意見内容は、「調布市教育プラン(案)及び概要版」についてである。	正しく表記するのであれば、「調布市教育プラン(案)及び同概要版(案)」に対する意見募集となります。頂いた御意見を踏まえ、今後、正確な表記に留意して参ります。